原告団、松本さんの死去を悼む

本紙二面の記事にあるように、CO患者の松本博さんが六月十三日、入院先の三井天領病院で息をひき取り、重なる苦しみに耐えてきた被災以来十七年間の悲惨な生活の幕を閉じた。十四日の葬儀には、松本さんと療養生活をともにしてきたCO患者やその家族らもかけつけて別れを惜しんだが、特に三池大災害原告団は霊前に弔辞を捧げ（小川紘志団長が朗読）、故人の冥福を祈るとともに、その遺志をひき継いで、さらに力強く闘い続けることを誓った。次は、その原文である。

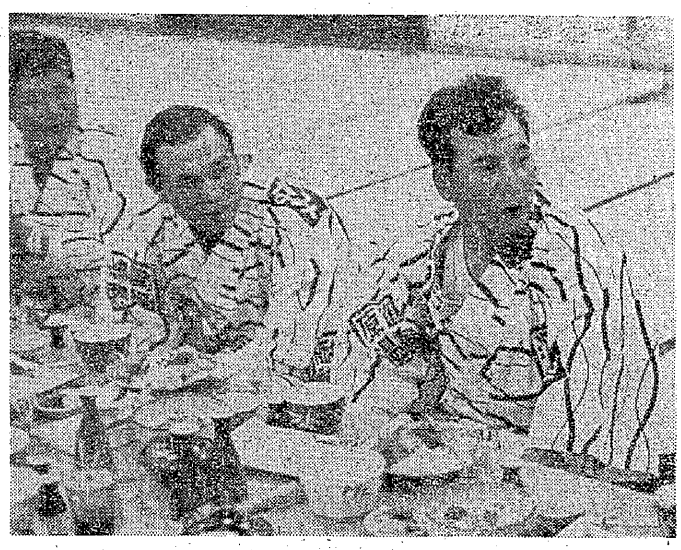

元気さかんな頃の故松本さん（向つて右端の人）。原鶴温泉で楽しいひととき。

弔辞

三池魂受け継ぎ闘う

苦しみと強烈な闘いに明け暮れた生涯

松本博さん、あなたは去る四月三十日はげしい頭痛に耐えかねて三井天領病院に入院し、奥さんをはじめご家族、友人たちの必死の看病と激励もむなしく、六月十三日正午すぎ、ついに帰らぬ人となりました。

私は、あなたが死の間ぎわまで頑張ってこられた三池炭鉱労働組合の三川指導部十六分会と、三川鉱大災害の責任を追及する裁判闘争の原告団を代表して、八月十五日の定年退職を目前に、闘いなかばに倒れた松本さんの生前をしのび、心からの哀悼をこめ、お別れの言葉をささげます。

松本博さん、あなたの生きてこられた道は、三池炭鉱労働者としての厳しい闘いの連続であるとともに、三十八年十一月九日の三川鉱大災害に被災してからは、一酸化炭素中毒患者としての後遺症による苦しみと、そのうえ抵抗力を失った身体にしのびよったガン細胞との、強烈な闘いでありました。

それは、四十一年十月末に七百三十八名のCO患者仲間と共に、一度に治療を打ち切られてからあなたの身体に住みつき、四十四年十二月に荒尾市内の耳鼻科医院での鼻の手術を皮切りに、四十七年六月には熊本大学付属病院で、顔の上アゴから左半分を歯グキから耳の下まで除去する大手術、四十九年、五十二年、五十三年には三月と六月と、計六回もの手術を受け、左の眼球の切除から、脳のぎりぎり近くまでの骨をけずりとるなど、一生懸命がんばりぬいてきました。だが、私たちの祈るような気持での「一日も早く全快を」、という奇蹟は起こらなかったのです。

思えば、三井鉱山がもっと保安を守っていたら、あの大災害さえなかったならば、それにCO患者に対する完全治療が行われていたら、あなたがこんなに早く命を縮めることにはならなかったのに。奥さんをはじめご家族の深い悲しみと憤りはもちろんのこと、私たちの胸の中には悔しさと怒りが渦まいています。

このように、私たちを悲しみと苦しみのドン底に突き落とした大災害の責任を追及する裁判闘争も、CO患者家族と遺族が証言台に立って、大災害によって受けた言葉につくせない苦しみと、今なお続く傷あとの立証が進み、いよいよ大詰めに近づいてきました。

この裁判闘争の勝利を目前にして、一人また一人と、櫛の歯が欠けるように仲間を失うことは耐えられぬほどつらく、残念でなりません。

せめて裁判勝利の日までは元気な姿で生きていてほしかったと思うと、こみあげてくる涙を押さえることができません。

松本さん、私たちはあなたの、想像に絶する苦しみに耐えて頑張ってこられた三池炭鉱労働者魂を受けつぎ、残されたご家族を見守りながらさらに力強く闘い続けることをお誓いし、お別れの言葉とします。

どうか安らかにお眠り下さい。

×

COオルグ活動開始

大災害裁判闘争ささえるため　参加者は労苦に耐えて

今年のCOオルグ活動も、いよいよ近く、ごく一部のところを除く都道府県で展開することになった。このためCOオルグとして、また多数の組合員が馴れぬ土地で馴れぬ活動に就くことになるが、今三池労組がおびただしい数の原告を先頭に進めている大災害裁判闘争をささえる、文字通り不可欠なこの活動を期待せずにはいられない。

活動は、一般に二人一組で行なうことになっている。この活動に就く組合員は思わぬ労苦をなめることになる。たとえば北海道をめぐり組など、大牟田――小倉港（車）、小倉港――神戸港（フェリー）、神戸――敦賀（車）、敦賀――小樽（フェリー）と、往路だけでも大変だ。

福岡地裁に提出した要請書

御庁において審理中の三池三川鉱炭じん爆発に起因する損害賠償請求事件について、この災害の原因は政府の石炭政策の誤りと、三井鉱山の生産第一主義、人命無視の保安サボ以外になく、遺族・CO患者とその家族の苦しみは今日なお続いています。

労働者が安心して働くことのできる安全な職場づくりと、人命尊重の立場から、御庁において被災者を守る正義の判決をなされるよう強く要請します。

×

三井鉱山にも要請書は提出したが、柱は裁判に提訴中の損害賠償請求をただちに支払うように求めたもので、全文は省略する。

残された遺族に、妻の照子さん（48歳）と、ひとり子の大介君（18歳。高三）がある。

×

またも責任逃れはかる

大災害裁判公判で　会社側が反対尋問

六月二十七日午前十時から福岡地方裁判所の大法廷で、三池大災害裁判の第三十六回公判が開かれ、前回に続き、原告証人に対する三井鉱山代理弁護団の反対尋問が行われた。

結論からいえば、会社側弁護団のこの日の態度は、裁判官に対して、明らかに同裁判事件があたかもすでに時効になっているかのような印象を強く植えつけることをねらっていて、ここにもまた三井鉱山が、なんとしてでも災害責任をのがれようとする、きわめて悪らつな底意をのぞかせていた。この日大法廷を埋めた原告団、組合やその他の関係者の怒りを呼んだ。

この日反対尋問を受けて立ったのは松島マスエさん、永江美由紀さん、岩谷フミ子さん（いずれも遺族）の三人だったが、会社側弁護士たちは、爆発直後三池労組が三井鉱山の刑事責任を追及するため告訴したこの事件が、検察権力により「証拠不十分」で不起訴処分とされたことなどを口実に、時効といわんばかりの尋問を行ったのだった。それに対し三証人はよく闘い、この日の公判は終った。

全国の各級労働組合組織で、三池労組の呼びかけに心よくこたえてくれた。ありがとう。

裁判に正義の判決を

全国から集めた要請書――裁判所と鉱山に提出

三池労組はこのほど、三池大災害裁判をすすめている福岡地裁に対し、昨年COオルグ活動を通じて全国から支持を受けた署名にもとずき、「安全な職場づくり、人命尊重の立場から正義の判決」を求める要請書を提出した。

※

三池労組は、昨年全国的に展開したCOオルグ活動を通じ、関係各労働組合組織に求め、今すすめている三池大災害裁判に「正義の判決」を求める、各代表の署名入り要請書を集めてきた。先にその集約を終ったので、六月二十七日同裁判の公判が終ったところで、さっそく裁判担当弁護団の小島弁護士同伴のもと、福岡地方裁判所の事務局を組合・原告団代表がたずね手交した。そして重ねて「正義の判決がなされるよう」、強く要請した。

また同じ方法で、これまた全国から集めた「原告が福岡地裁に提起している損害賠償請求を直ちに認め、その支払いをなすよう」、との三井鉱山に対する要請書も集まり、これも別途会社側に提出することができた。

右の二つの要請書はほぼ同数で日教組静岡の、沼津市立第四中学分会の中山剛之分会長署名入りの要請書ほか、合計四千九百八通にのぼったが、このような熱い支援と連帯は感謝のほかない。

なお、参考のために、福岡地裁に提出した要請書の方を紹介すれば、別項の通りである。

原告団消息

5月19日　吉田頼義さん（CO患者で退職者）、曙病院に入院。

21日　遺族会が船津班会議。この日またCO患者で退職者の中央班会議。

22日　CO患者家族の会、西原班会議。

23日　CO患者家族の会の佐藤広子さん（新港社宅）死去。

28日　CO患者家族の会、八幡台班会議。

29日　CO患者で退職者の桜山団地、班会議。

30日　遺族会、縫製工場班会議。

6月3日　CO患者＝坂上国光さん（荒尾回復訓練所で社会復帰訓練中）、大牟田地評曙病院へ入院。

4日　CO患者＝藤吉熊人さん（退職者）右同病院に入院。この日、同裾分文三さんも同病院に入院。

13日　沢田丈夫さんと堀田武雄さん（ともに新港作業所）の入院見舞い。この日、三井天領病院入院中のCO患者＝松本博さん死去。

18日　遺族会の平川厚子さんの厳父死去。

×　×